

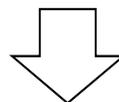
医療連携の在り方

中間報告抜粋

2. 研究の推進と医療の質の向上
(2) 医療体制の強化

- 小児慢性特定疾患に関する医療の質の向上のためには、成人の診療を行う医療機関や関係機関を含めた連携と専門性の確保が重要であるが、現状では、都道府県単位での医療の連携体制が必ずしも十分に構築されていない。
- このため、小児慢性特定疾患の医療の質の向上、成人移行を見据えた連携の観点から、小児中核病院や地域小児医療センター^(※)などが指定医療機関や成人の医療機関等への情報発信や研修等を行い、地域の医療機関や保健所等の関係機関が連携を図ることができる体制の構築を検討すべきである。

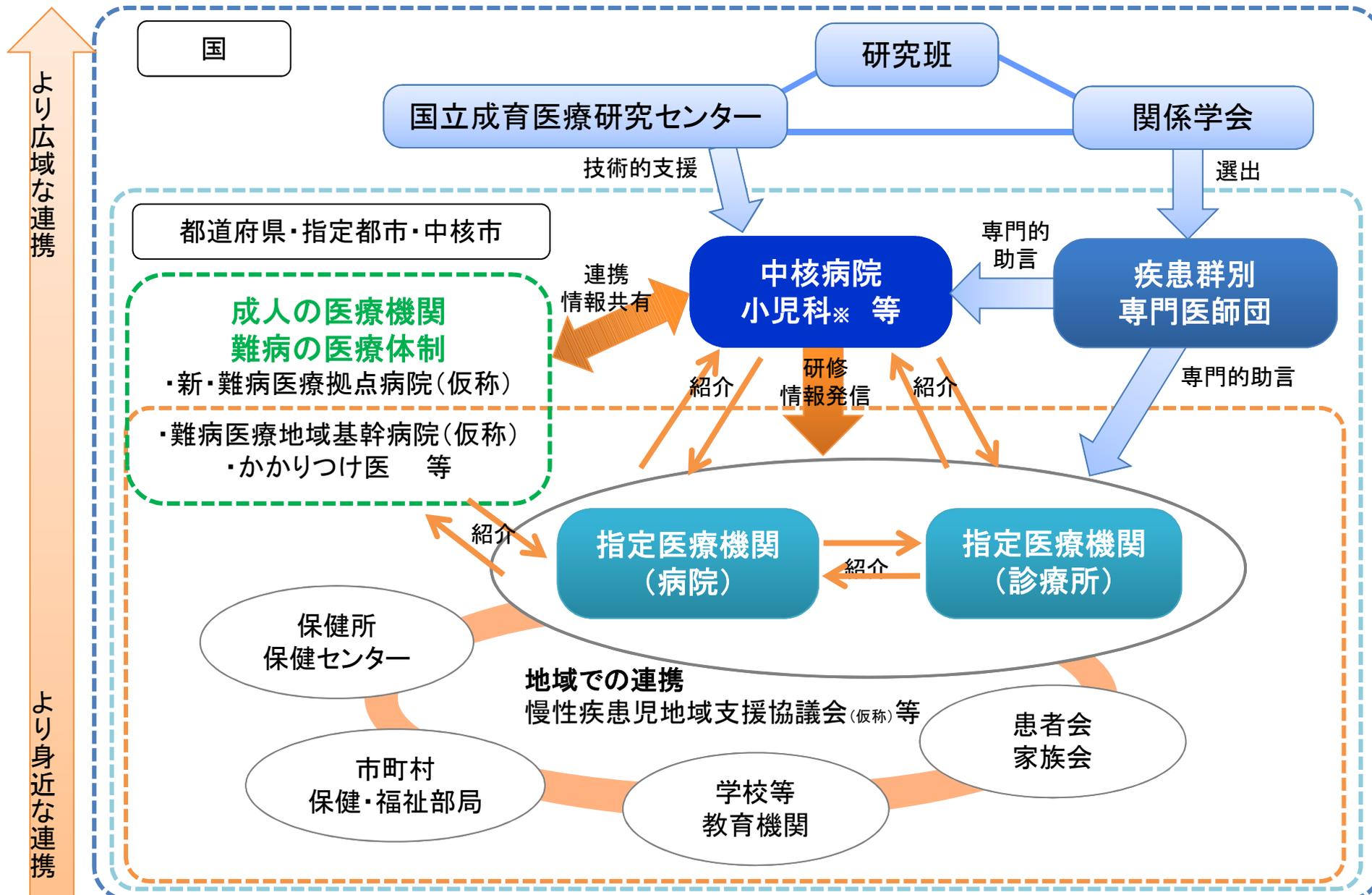
※「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成24年3月30日付け医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知)に規定する小児中核病院及び地域小児医療センターをいう。



今後の対応

- 都道府県の小児の専門医療を担う小児中核病院等が、地域の指定小児慢性特定疾患医療機関等への情報発信や研修等を行い、地域の連携・医療の質の向上を図る。さらに、先天性代謝異常等の希少疾患については難病の医療提供体制と連携を図りながら、関係学会等による専門的助言が得られる体制を構築する。
- 保健所、福祉施設、教育機関等の地域の関係機関との連携により慢性疾患児の日常的な療養生活の充実化を図るとともに、患児の成人期移行を見据え、難病や成人の医療機関や関係機関との情報共有、連携を図る。

小児慢性特定疾患の医療連携の在り方(案)



より広域な連携

より身近な連携

※中核病院小児科は、大学病院及び総合小児医療施設を念頭に、他の小児医療機関とネットワークを構成して三次医療(高度小児専門医療)を提供する施設として、日本小児科学会において調整中。